日常生活の支援

補装具 日常生活用具

1 補装具費 (購入・修理・借受け) の支給

身体の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための補装具について、身体障害者(児)および難病患者等に対してその購入等の費用を支給します。(借受けは一部の補装具のみ対象となります。)利用者負担は、本人及び配偶者、障害児の場合は扶養義務者の課税状況によって、非課税の場合は本人負担なし。課税の場合は1割負担となります。なお、一定所得以上の人は対象外となります。また、他の制度(介護保険法等)で対応できる方は、他の制度を優先します。

- ① 視覚障害者用・・・ 視覚障害安全つえ、義眼、眼鏡
- ② 聴覚障害者用 … 補聴器等
- ③ 肢体不自由者用 ・・・ 義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、 歩行補助つえ(一本つえを除く)、座位保持装置、

(次のものは、障害児のみ)排便補助具、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具

④ 重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者用・・・・ 重度障害者用意思伝達装置

窓 口 18歳以上の方:障害福祉課

18歳未満の方:子ども未来課

TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

2 障害者日常生活用具の給付

障害者(児)および難病患者等が、日常生活を容易にするために必要な日常生活 用具、住宅改修費及び点字図書を給付します。利用者負担は、本人及び配偶者、障 害児の場合は扶養義務者の課税状況によって、非課税の場合は本人負担なし。課税 の場合は1割負担となります。ただし、他の制度(介護保険法等)で対応できる人は、 他の制度を優先します。

※級は身体障害者手帳の等級を示す。

種 目	品目	障害程度	年齢	その他の要件	耐用年数	基準額
介護・訓	特殊寝台	下肢又は体幹1・ 2級又は難病患者 等		寝たきりの人 (難病患者等)	8年	154,000円
訓練支	特殊マット	下肢又は体幹1級 又は難病患者等		常時介護を要する人	5年	19,600円
支援用.		下肢又は体幹1・ 2級	3歳以上18歳未 満	寝たきりの人 (難病患者等)		
具		療育手帳A・A	3歳以上			

Ī	褥瘡予防マット	下肢又は体幹1級	18歳以上	常時介護を要する	5年	80,000円
	特温でMマット 	所放文は体料 1 級 療育手帳(A) 難病患者等		人 寝たきりの人	944	80,000円
		下肢又は体幹1級 難病患者等	3歳以上18歳未 満	(難病患者等)		
	特殊尿器	下肢又は体幹1級 又は難病患者等	小学生以上	常時介護を要する 人 自力で排尿できな い人	5年	67,000円
			the control of	(難病患者等)		
	入浴担架	下肢又は体幹1・ 2級	3歳以上	入浴に介助を要す る人	5年	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹1・ 2級又は難病患者 等		下着交換等に介助を要する人	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹1・ 2級又は難病患者 等	3歳以上	下肢又は体幹機能 に障害のある人 (難病患者等)	4年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹1・ 2級	3歳以上18歳未 満		5年	33, 100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹1・ 2級	小学生以上18歳 未満		8年	159, 200円
自立生	入浴補助用具	下肢又は体幹機能 障害者又は難病患 者等	1 11 1	入浴に介助を要す る人	8年	90,000円
活支	腰掛便座	下肢又は体幹1・ 2級	小学生以上	住宅改修を伴うも のを除く	8年	81,000円
自立生活支援用具	頭部保護帽	平衡又は下肢若し くは体幹機能障害 者		転倒等により頭部 を強打するおそれ のある人	3年	37, 860円
		療育手帳A・A		てんかんの発作等 により頻繁に転倒 する人		
	T字状・棒状のつ え	くは体幹機能障害 者		歩行につえを必要 とする人	3年	,
	移動・移乗支援用 具	平衡又は下肢若し くは体幹機能障害 者又は難病患者等	3歳以上	家庭内の移動・移 乗に介助を要する 人 下肢が不自由な人	8年	60,000円
				(難病患者等)		
	車いす用段差昇降 機	平衡又は下肢若し くは体幹機能障害 者		常時車いすを使用 し必要と認められ る人	8年	260,000円
		上肢1・2級又は 難病患者等	小学生以上	上肢に障害のある 人 (難病患者等)	8年	151, 200円
	にあたり住宅改修 を伴うものを除 く)	療育手帳A・A		訓練を行っても自 ら排便後の処理が 困難な人		

	火災警報器	身体障害1・2級 療育手帳A・A 精神障害1級		火災発生の感知及 び避難が著しく困 難な障害者のみの 世帯又はこれに準 ずる世帯	8年	15, 500円
	自動消火器	身体障害1・2級 又は難病患者等 療育手帳(A・A 精神障害1級		火災発生の感知及 び避難が著しく困 難な障害者のみの 世帯又はこれに準 ずる世帯	8年	28, 700円
	電磁調理器	視覚1・2級 療育手帳A・A	18歳以上	障害者のみの世帯 又はこれに準ずる 世帯	6年	41,000円
	步行時間延長信号 機用小型送信機	視覚1・2級	小学生以上		10年	12,000円
	視覚障害者用誘導 装置	視覚1・2級		音声による誘導を 必要とする人	10年	56,000円
	聴覚障害者用屋内 信号装置	聴覚2級	18歳以上	障害者のみの世帯 及びこれに準ずる 世帯	10年	87,400円
	携帯用信号装置	聴覚障害者		視覚・触覚によら なければ呼出し等 に応じることがで きない人	5年	18,000円
	便器	難病患者等	18歳以上	常時介護を要する	8年	4,450円
		VEN 1950 F 1		人	0+	5,400円 (便器に手 すりをつけ た場合)
在宅療養祭	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上			5年	5,400円 (便器に手 すりをつけ
在宅療養等支援用具		腎臓機能障害3級	3歳以上	人 自己連続携行式腹 膜灌流法 (CAP D)による透析療		5,400円 (便器に手 すりをつけ た場合)

	電気式たん吸引 器・ネブライザー 両用器	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度 の身体障害者 (※)又は難病患 者等(☆)	小学生以上	※医師の診断書等によりる人☆のあるに障害の診断とできる。 といる人☆のある。 機能病患者等である。 難病等によりる人 が認められる人	5年	69,000円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における 在宅酸素療法を行 う者			10年	17,000円
	視覚障害者用体温 計	視覚1・2級	小学生以上	視覚障害者のみの 世帯及びこれに準 ずる世帯	5年	9,000円
	視覚障害者用体重 計	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみの 世帯及びこれに準 ずる世帯	5年	18,000円
	視覚障害者用血圧 計	視覚1・2級	小学生以上	視覚障害者のみの 世帯及びこれに準 ずる世帯	5年	9,700円
	動脈血中酸素飽和 度測定器 (パルス オキシメーター)			人工呼吸器の装着 が必要な難病患者 等又は医療保険に おける在宅酸素療 法を行う者	5年	157,500円
報 •	置	音声・言語機能障 害者又は肢体不自 由者		発声・発語に著し い障害を有する人	5年	98,800円
意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	視覚1・2級又は 上肢1・2級	18歳以上	文別を書きませるとのでは、大学をでは、大学では、カー・アンター・アンスをある。というでは、カー・アンスをある。というでは、カー・アンスをある。というでは、カー・アンスをある。というでは、カー・アンスをある。	6年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚1・2級	18歳以上	点字を使用する人	6年	383, 500円
	点字器	視覚障害者		点字を使用する人	7年	10,720円
	点字タイプライ ター	視覚1・2級	小学生以上	就労、就学してい る人又は就労が見 込まれる人	5年	63, 100円
	視覚障害者用ポー タブルレコーダー	視覚1・2級	小学生以上	音声等により にな知、 と対して を対して では のは のは のは のは のは のは のは のは のは の	6年	85,000円

	視覚障害者用音声 ICタグレコーダー	視覚障害2級以上 の者	小学生以上	ICタグに登録した 音声の情報を専用 機により読み上げる機能を表し、見	6年	60,000円
	視覚障害者用活字 文書読上げ装置	視覚1・2級	小学生以上	覚使 文面当号みにるに 一次 一次 では できまれる できます しょう	6年	99,800円
	視覚障害者用拡大 読書器	視覚障害者	小学生以上	品 装置により文字等 を読むことが可能 になる人	8年	198,000円
	視覚障害者用時計	視覚1・2級	18歳以上	音声式時計は、触 読式時計の使用が 困難な人	10年	13,300円
	聴覚障害者用通信 装置	聴覚障害又は発 声・発語に著しい 障害を有する人	小学生以上	コミュニケーション、緊急連絡等の 手段として必要と 認められる人	5年	71,000円
	聴覚障害者用情報 受信装置	聴覚障害者		本装置によってテ レビの視聴が可能 になる人	6年	88,900円
	文字放送ラジオ	聴覚障害者		文字による情報を 必要とする人	6年	23,000円
	地上デジタル放送 対応ラジオ	視覚障害者		本装置によってテレビ音声の聞き取りが可能となる人	6年	30,000円
	人工喉頭	喉頭摘出者				72, 210円
	点字図書	視覚障害者		・主に情報の入手を 点字によっている	_	点字図書 価格
排泄管理支援用具	ストーマ用装具 (消化器系)	人たいる・よ帳の者・よられたが者をつに に手での に 一次の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で				8,858円 (月額)

	ストーマ用装具(尿路系)	人たがる・よい者・よいる・よい者 勝るのる 医りれる 一般体では の要性 一般体で のまる かられる かられる かられる かられる かられる かられる かられる かられ			11, 639円 (月額)
		次当・いトいた具者・排排有・炎る(※る尿意あのすス変一皮めを 二尿便す脳・脳※者若思るいるト形マ膚ス装 分機機る性無原にでし表者す者一若周のト着 脊能能者 麻養運害っはがか のくのらマき にし障 痺症動をて排困か のくのらマき にし障 痺症動をて排困な よく害 ・に機有、便難該 しスしの装い るはを 脳よ能す排ので	(前行て勢をて得てか期も)発脳たびす生い利で前で、と不れ以の外に性も及有、と不れ以の別現病ら運る活うないに限別まよた異あの極に幼しので験で態乳現が、ので験で態乳現り進っ姿常っ獲め置児た		12,000円 (月額)
	収尿器	脊椎損傷等による 排尿障害 (特に失 禁のある場合)を 有する人		1年	8,930円
住宅改修費	居宅生活動作補助 用具	下肢、体乳のでは、体乳のでは、体乳のでは、水乳では、水乳では、水乳では、水乳では、水乳では、水乳では、水乳では、水乳	原則として1回のみ 下肢又は体幹に障害のある人 (難病患者等)		200, 000円

窓 口 18歳以上の方:障害福祉課

18歳未満の方:子ども未来課

TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

3 介護すまいる館

主に介護が必要な高齢者等のための福祉機器、介護用品や住宅改修モデルの展示や情報 の提供、相談等を行っています。

開場時間 火曜日~日曜日(ただし毎月第1日曜日は休館) $9:00\sim17:00$

休 館 日 月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)、毎月第1日曜日、年末年始

窓 口 彩の国すこやかプラザ内

TEL 048-822-1195 FAX 048-822-1426 (さいたま市浦和区針ケ谷4-2-65)

機能回復 生活訓練

1 障害者生活訓練

内 容 障害のある人を対象として、身辺·家事管理、福祉機器活用訓練・ コミュニケーション訓練及び社会資源の活用等の日常生活に必要な 訓練を行います。

窓 口 埼玉県障害者協議会

TEL 048-825-0707 FAX 048-825-3070

(さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内)

2 音声機能障害者発声訓練

内 容 病気などにより喉頭を摘出した音声機能障害のある人が、日常生活 における会話が可能となるよう、食道発声訓練、人工咽頭による発声 訓練を行います。

窓 口 埼玉銀鈴会(飯倉様) TEL 048-781-8382 FAX 048-726-0726 (上尾市壱丁目337-5)

住宅の改造・確保

1 ハートフル居宅改善整備

対 **象 者** 身体障害者手帳の下肢、体幹または視覚障害で、障害程度が1級、 2級が交付されている人

内 容 日常生活の向上を図るため、階段昇降機、エレベーターを設置する場合、その費用の一部を所得に応じて補助します。ただし、介護保険または、障害者日常生活用具給付事業の対象となる住宅改修は除きます。

窓 口 障害福祉課

TEL 048-788-4936 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

2 県営住宅の入居の優遇

内 容 母子世帯、老人世帯、障害者世帯等が県営住宅への入居申込みを する場合、抽選の当選率が優遇される場合があります。

対象者 ① 身体障害者手帳の1級~4級が交付されている人

- ② 療育手帳のA、A、Bが交付されている人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1級、2級が交付されている人

- ④ 戦傷病者手帳の第6項症以上が交付されている人
- ⑤ 原爆被爆者健康手帳が交付されている人 など
- 窓 ロ 埼玉県住宅供給公社 公営住宅部 県営住宅課 TEL 048-829-2875 FAX 048-825-1822 (さいたま市浦和区仲町3-12-10)

居宅生活支援等サービス

- 1 居宅介護 (ホームヘルプ) の派遣
 - 内 容 障害のため、日常生活に著しく支障をきたしている在宅の介護 サービスを必要としている障害者(児)、難病患者等に対してホ ームヘルパーを派遣します。
 - 費 用 本人及び配偶者、障害児の場合は扶養義務者の課税状況によって、非 課税の場合は本人負担なし。課税の場合は1割負担となります。なお 他の制度(介護保険法等)で対応できる人は、他の制度を優先します。
 - ① 食事、入浴・排泄などの身体介護
 - ② 調理、掃除・洗濯などの家事援助
 - ③ 通院に伴う介助 など
 - 窓 口 18歳以上の方:障害福祉課

18歳未満の方:子ども未来課

TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

- 2 短期入所(ショートステイ)
 - 内 容 保護者等が病気・出産等の理由により、一時的に在宅の障害者 (児)を介護できなくなった場合、施設に短期間入所します。
 - 費 用 本人及び配偶者、障害児の場合は扶養義務者の課税状況によって、非 課税の場合は本人負担なし。課税の場合は1割負担となります。なお 他の制度(介護保険法等)で対応できる人は、他の制度を優先します。
 - 窓 口 18歳以上の方:障害福祉課 / 18歳未満の方:子ども未来課 TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)
- 3 日中一時支援
 - 内 容 在宅の障害者(児)や難病患者等の日中における活動の場を確保することによって、その家族の就労支援及び一時的な休息を確保する ものです。

- 費 用 本人及び配偶者、障害児の場合は扶養義務者の課税状況によって、非 課税の場合は本人負担なし。課税の場合は1割負担となります。なお 他の制度(介護保険法等)で対応できる人は、他の制度を優先します。
- 窓 ロ 18歳以上の方:障害福祉課 18歳未満の方:子ども未来課 TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

4 巡回入浴サービス

対 象 者 重度の身体障害のある人(肢体不自由1・2級)

- 内 容 家庭での入浴が困難な人を対象に巡回入浴車で訪問し、簡易浴槽によって介助を受けながら入浴を行います(週1回・費用自己負担あり)。ただし、介護保険制度を利用できる人は除きます。
- 窓 口 18歳以上の方:障害福祉課 18歳未満の方:子ども未来課

TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

5 障害児・者生活サポート事業

- 対 **象 者** 在宅の障害者(児)や難病患者等を利用対象者として、桶川市に 登録をした人。
- 内 容 障害児・者生活サポート事業は、急な需要に対応できるように、ホームヘルプやショートステイ等の制度を補うものです。サービス内容は、登録された民間のサービス団体が一時預かり、送迎サービス、家庭介護、外出支援などを行います。
- 窓 口 18歳以上の方:障害福祉課 18歳未満の方:子ども未来課

TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

- 6 福祉サービスの利用援助事業(あんしんサポートねっと)
 - 対 **象 者** 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等で、福祉サービスの 利用等に関して援助を必要としている人
 - 内 容 見守り、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、年金等の 受領、生活費のお届け等援助を、定期的に生活支援員を派遣して行 います。なお、生活支援員の援助は有料です(生活保護世帯は無料)。
 - 窓 ロ 桶川市社会福祉協議会(地域福祉活動センター内) TEL 048-728-2221 FAX 048-728-2313 (桶川市末広2-8-8)

7 成年後見制度における市長の審判請求

対象者 知的、精神障害のある人、または認知症高齢者で、二親等内の親族がない方または二親等内の親族がいても審判請求を行う見込がない人

内 容 精神等の障害により、判断能力が不十分な方を法律面や生活面で支援する制度です。

窓 口 知的、精神障害のある方:障害福祉課 認知症等65歳以上の方:高齢介護課

TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

8 避難行動要支援者登録制度

対 象 者 ① 要介護認定3以上の認定を受けている方

- ② 身体障害者手帳(1級又は2級)の第1種を所持する方
- ③ 療育手帳A又はAを所持する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳(1級又は2級)を所持する単身世帯の方
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者の方
- ⑥ その他希望者の方(市長が支援の必要があると認めた方)
- 内 容 自分ひとりで移動したり、情報を得たりすることがむずかしく、 災害が起きたときに手助けが必要な人を、身近な地域の人たちで支 えるものです。
- 窓 ロ 社会福祉課 障害福祉課 高齢介護課 子ども未来課 安心安全課 TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

9 緊急通報システム事業

対象者 ①身体障害者手帳1級又は2級が交付されている人

> ②寝たきり、慢性的な疾患などにより常時注意を要する高齢者 ※世帯構成に関する条件あり

障害者や高齢者などが、急病、災害その他の理由により緊急に援助 内 容 を必要とする場合に、無線発信機、及び緊急通報電話機を介して、 委託業者へ通報し、必要に応じ埼玉県央広域消防本部に出動要請す ることにより、迅速な救急活動を行います。

障害者手帳をお持ちの方:障害福祉課 窓

高齢者の方:高齢介護課

TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

10 介護保険制度

対象者 ① 65歳以上の人で、介護や支援が必要であると認定を受けた人

> ② 40歳以上65歳未満の人で、介護保険の対象となる病気(特定 疾病)が原因で要介護認定を受けた人(第2号被保険者)

※交通事故などが原因の場合は、届出が必要です

内 40歳以上の人が加入する社会保険制度です。介護や支援が必要 容 と認定された人が、どんな暮らしをしたいかを大切にして、その人 に合った介護サービスを利用する制度です。

窓 高齢介護課

TEL 048-788-4937 FAX 048-787-5409 (桶川市泉1-3-28)

11 その他のサービス

- ・配食サービス事業所紹介
- ・介護保険居宅サービス利用料軽減事業 ・高齢者安心見守りネットワーク
- ・徘徊高齢者等家族支援サービス
- ・徘徊者見守りステッカー交付事業 ・救急医療情報キット事業 など

高齢介護課 窓

TEL 048-786-3211 FAX 048-787-5409 (桶川市泉1-3-28)